

○新潟市総合福祉会館条例

平成10年12月24日

条例第43号

改正 平成17年7月1日条例第45号

平成18年12月21日条例第71号

平成19年3月26日条例第34号

平成23年12月21日条例第62号

(設置)

第1条 市民の積極的な福祉活動への参加に寄与するため、新潟市総合福祉会館(以下「会館」という。)を新潟市中央区八千代1丁目3番1号に設置する。

(平18条例71・一部改正)

(施設)

第2条 新潟市総合福祉会館に、次に掲げる施設を置く。

- (1) 図書コーナー
- (2) 福祉総合相談センター
- (3) 会議室
- (4) 大集会室
- (5) 多目的ホール
- (6) 視聴覚室
- (7) 作業室
- (8) 調理実習室
- (9) 技能習得室
- (10) プレイルーム
- (11) 障がい者福祉センター
 - ア 機能訓練用プール
 - イ 機能回復訓練室
 - ウ 障がい者浴室
 - エ 障がい者娯楽室
- (12) 老人福祉センター
 - ア 機能訓練用プール(障がい者福祉センターと共用)
 - イ 機能回復訓練室(障がい者福祉センターと共用)
 - ウ 高齢者娯楽室

(平19条例34・平23条例62・一部改正)

(利用者の範囲)

第3条 会議室、大集会室、多目的ホール、視聴覚室、作業室、調理実習室、技能習得室及びプレイルーム(以下「会議室等」という。)を利用できるものは、障がい者、60歳以上の者及びそれらの介護者並びに母子家庭の母子等並びにボランティアその他福祉関係団体とする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、これらのもの以外のものに会議室等を利用させることができる。

2 機能訓練用プール及び機能回復訓練室を利用できる者は、障がい者及び60歳以上の者及びそれらの介護者とする。

3 障がい者娯楽室及び障がい者浴室を利用できる者は、障がい者及びその介護者とする。

4 高齢者娯楽室を利用できる者は、60歳以上の者及びその介護者とする。

(平19条例34・一部改正)

(休館日)

第3条の2 会館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

(1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたる場合は、その翌日)

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

(平17条例45・追加)

(開館時間)

第3条の3 会館の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

(平17条例45・追加)

(利用の許可)

第4条 会議室等、障がい者福祉センター及び老人福祉センター(以下「センター等」という。)を利用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 センター等の利用の許可を受けたもの(以下「利用者」という。)がその許可を受けた事項を変更しようとする場合は、市長の変更の許可を受けなければならない。

(平19条例34・一部改正)

(利用の制限)

第5条 市長は、次の各号の一に該当する場合は、センター等の利用を許可しない。

(1) センター等の利用の目的又は内容が、公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがある

ると認められる場合

(2) センター等の利用の内容又は方法が、施設又は設備を損傷するおそれがあると認められる場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長がセンター等の管理上支障があると認める場合
(利用取消しの申出)

第6条 利用者は、センター等の利用を取り消そうとする場合は、市長にその旨を申し出なければならない。

(許可の条件)

第7条 市長は、この条例の規定による許可にセンター等の管理のため必要な範囲において条件を付けることができる。

(許可の取消し等)

第8条 市長は、次の各号の一に該当するものに対し、この条例の規定による許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは会館からの退去を命じることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反しているもの

(2) この条例の規定による許可に付けた条件に違反しているもの

(3) 偽りその他不正手段により許可を受けたもの

2 市長は、会館の管理上又は公益上の理由により特に必要があると認める場合は、利用者及び会館の入場者(以下「利用者等」という。)に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(使用料)

第9条 会館の利用については、使用料は徴収しない。ただし、第1条に規定する目的で利用する場合であって、営利、宣伝又は営業上の目的で会議室等を利用するときは、その利用者から別表に掲げる使用料を徴収する。

(使用料の徴収時期)

第10条 使用料は、市長が会議室等の利用を許可するときに徴収する。ただし、市長は、特別の理由があると認める場合は、別にその使用料の納付期日を定めることができる。

(使用料の還付等)

第11条 市長は、第8条第2項の規定により会議室等の利用の許可を取り消した場合は、その取消しに係る既納の使用料を還付する。

2 前項に規定する場合のほか、既納の使用料は還付しない。ただし、市長は、利用者が次の各号の一に該当する場合は、その使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者がその責めに帰すことのできない理由によって会議室等を利用できなかった場合
- (2) 利用者がその会議室等の利用の日の7日前までに第6条の規定による利用の取消しの申出をした場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認める場合

3 市長は、第10条ただし書の規定による使用料の納付期日の決定を受けて、その使用料を納付していない利用者が前項各号の一に該当する場合は、その使用料の全部又は一部を徴収しないことができる。

(許可外の利用の禁止)

第12条 利用者は、センター等をその許可を受けた目的以外の目的に利用し、又は第三者に利用させることができない。

(行為の制限)

第13条 利用者等は、会館において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他のものに迷惑を与える行為をすること。
- (2) 市長の許可を受けずに物品の販売その他これに類する行為をすること。
- (3) 施設又は設備を損傷する行為をすること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が会館の管理上支障があると認める行為をすること。

(特別の設備の制限)

第14条 利用者は、センター等の利用に際し特別の設備をしようとする場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(損害賠償)

第15条 利用者等は、施設及び設備を損傷し、又は亡失した場合は、その損害額を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認める場合は、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第16条 市長は、会館の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に会館の管理を行わせる。

(平17条例45・全改)

(指定管理者の指定の手続)

第17条 会館の指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請をしたもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを、会館の指定管理者として指定するものとする。

- (1) 会館の平等利用が確保されること。
- (2) 会館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、前項の基準に適合するものとして市長があらかじめ選考した一の団体(以下「被選考者」という。)から提出させた事業計画書その他規則で定める書類を審査し、被選考者が会館の設置目的を効果的に達成することができると思われるときは、被選考者を指定管理者として指定することができる。

(平17条例45・追加)

(指定管理者の業務の範囲)

第18条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) センター等の利用の許可に関する業務
- (2) 第8条の規定による退去等の命令に関する業務
- (3) 使用料の納付期日を定める業務
- (4) 会館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) その他会館の管理上、市長が必要と認める業務

(平17条例45・追加)

(秘密を守る義務)

第19条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(平17条例45・追加)

(個人情報の取扱い)

第20条 指定管理者は、個人に関する情報(以下「個人情報」という。)の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(平17条例45・追加)

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例45・旧第17条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

ただし、第2条から第12条まで、第14条、第16条、第17条及び別表の規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年条例第45号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

附 則(平成18年条例第71号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第34号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年条例第62号)

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成24年新潟市規則第4号で同24年3月16日から施行)

別表(第9条関係)

会議室等の使用料表

(単位 円)

施設名		1回
会議室401,402,403,404,405,406,407,408,409,410		1,000
会議室411		700
会議室501,503		1,300
会議室502,504		600
大集会室1, 2		2,000
多目的ホール	全面	20,000
	半面	10,000
視聴覚室		2,300

作業室	1,500
調理実習室	2,000
技能習得室1, 2, 3	700
プレイルーム	2,100

備考

- 1 上表中「1回」とは、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで、午後6時から午後9時までをいう。
- 2 次の(1)から(3)までに掲げる利用時間に係る使用料は、それぞれ(1)から(3)までに掲げる額とする。
 - (1) 午前9時から午後5時まで 1回の額の2倍の額
 - (2) 午後1時から午後9時まで 1回の額の2倍の額
 - (3) 午前9時から午後9時まで 1回の額の3倍の額
- 3 利用時間が上表及び備考2に規定する利用時間に満たない場合でも時間割計算は行わない。
- 4 備考1に規定する利用時間以外の時間に利用する場合(備考2に規定する場合を除く。)における使用料は、1時間につき上表の1回の欄に掲げる額を4で除して得た額とする。この場合において、その利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。
- 5 冷暖房機を使用する期間の使用料は、別表に規定する使用料の額の30%に相当する額を加えた額とする。
- 6 使用料に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 7 会議室等の附属設備に係る使用料については、実費等を勘案して市長が別に定める。